



# 宮 崎 県 公 報

平成19年9月20日(木曜日) 第 1915 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(伐倒駆除等)……………(自然環境課) 1
  - 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(移動制限・禁止)……………( “ ) 1
  - 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令( “ ) 2
  - 保安林の指定予定の通知(13件)……………( “ ) 2
  - 漁業法災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意……………(水産政策課) 5
- ### 公 告
- 大規模店舗の変更に関する届出に対する市町村

- の意見(3件)……………(地域産業振興課) 5
  - 大規模店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………( “ ) 6
  - 土地改良区の役員の住所変更の届出……………(農村整備課) 6
- ### 選挙管理委員会告示
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………7
  - 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………7
  - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………7
  - 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………7

## 告 示

### 宮崎県告示第 762号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成19年9月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

県内一円

##### (2) 期間

平成19年9月20日から平成20年3月31日まで

#### 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)をいう。以下同じ。)を所有

し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

#### 4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる処置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長に提出しなければならない。
- (3) 西臼杵支庁又は農林振興局長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

### 宮崎県告示第 763号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成19年9月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

平成19年10月2日から平成20年10月1日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝(用材及び薪炭材であるものを含む。))をいう。以下同じ。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

宮崎県告示第764号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成19年9月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、日向市及び串間市並びに児湯郡高鍋町及び新富町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、日向市及び串間市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町の役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成19年9月20日から平成20年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこ

と。

(2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル)以下となるように破砕を行うこと。

(3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。

(4) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第765号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年9月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字樺山字高野65-22-4、6522-18、6522-19、6522-21、6522-88、6522-91から6522-100まで、6522-102から6522-104まで、6537-5、6537-6、6537-8、6537-29、6537-32、6537-40、6537-42、6537-48、6537-79、6537-80、6537-84、6537-87、6537-90、6537-92から6537-95まで、6537-101から6537-103まで、6555-5、6557-3、6557-7から6557-10まで、6557-12、6557-13、6557-17、6557-26、6557-28、6557-29、6557-31、6557-32、6557-36、6557-41から6557-43まで、6558-1、6558-11、6558-15、6558-104

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第766号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

平成19年 9 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字竹原字尾春 144-1、145-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字尾春 144-1・145-1 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 767号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年 9 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町小山田字猪ケ尾 678-1、678-2、宮崎郡清武町大字加納字小丸丙1048-1、丙1049、丙1050-1、丙1050-2、丙1050-5、丙1052
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所及び清武町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 768号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年 9 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町浦之名字古川4520、字川谷2496-1、2496-2、字岩下2528-1、2528-2、高岡町上倉永字ハツ割2747・2751-1・2751-2・東諸県郡国富町大字

本庄字高寺9698 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所及び国富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 769号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年 9 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市夏尾町6508-1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 770号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年 9 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市安久町4283-322、山田町山田字祝谷 297-5 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
4283-322 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 771号**

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年 9月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字高ジャレ5708-13、5708-15  
2 指定の目的 土砂の流出の防備  
3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 772号**

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年 9月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町菅原字椎葉内未1449-3・未1449-57(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)  
2 指定の目的 土砂の流出の防備  
3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 773号**

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

平成19年 9月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字尾八重字岩ノ尾1608-13(次の図に示す部分に限る。)  
2 指定の目的 土砂の流出の防備  
3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字岩ノ尾1608-13(次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 774号**

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年 9月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字河内字上馬場1013・1025-2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)  
)、五ヶ瀬町大字三ヶ所字小場6212  
2 指定の目的 土砂の流出の防備  
3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字小場6212(次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 775号**

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年 9月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市大字加江田字鳥居越4118-1、東諸県郡国富町大字八代南俣字宮田2162-2・2163(以上2



筆について次の図に示す部分に限る。）、2162-1、2164-3、大字本庄字西下本庄5188、5200

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所及び国富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 776号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年 9 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町紙屋字瀬越 263-1（次の図に示す部分に限る。）、256-2

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 777号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年 9 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 都城市庄内町 12705-3、13245-1、13245-11、13245-25、13245-45、13245-46、13262-1、13263、13264、13265-1、13266-4、13266-5、13267-3、13268-2、13268-3、13269、13270-2

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 778号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 9 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年 7 月31日
発起人の住所及び氏名	串間市大字市木8989番地14 大山實 串間市大字大納 229番地 2 山下健一ほか32名
加入区 の 名 称	串間市東加入区
区 域	串間市東漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業及び大型定置漁業

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 9 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ宮崎花ヶ島  
宮崎市花ヶ島町南土地区画整理事業地内 2 街区 6 画地 外17筆

2 意見の概要  
特になし

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所

(2) 期間  
平成19年 9 月20日から平成19年10月22日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年9月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

都城ショッピングプラザ  
都城市米町4672番地 外7筆

2 意見の概要

当該店舗の変更届出に伴う周辺地域の生活環境への影響については、大規模小売店舗立地法第4条により指針を満たしているため、意見を有しない。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働政務所、宮崎県都城商工労働政務所及び宮崎県延岡商工労働政務所

(2) 期間

平成19年9月20日から平成19年10月22日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年9月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エル西都  
西都市大字右松字三反田2183 外

2 意見の概要

(1) 鳥子川を隔てて水稲が栽培されており、夜間照明による生育への影響が考えられるため、圃場近くの街路灯の配置、方向、光源の種類に配慮すること。

また、周辺住民から苦情等があった場合、誠意を持って対処すること。

(2) 児童生徒の通学安全のため、通学路に交通整理員を配置して、児童生徒の安全確保に配慮すること。（時間帯7:00～8:30）

(3) 夜間営業における青少年のたむろの場とならないように防犯対策を行うこと。

また、深夜、駐車場に青少年が蟄集することで暴走族等との関係が出てくる可能性があることから、駐車場にも死角を排した監視カメラを設置し、警備員等が状況を常に把握でき、記録を残せるように配慮すること。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働政務所、宮崎県都城商工労働政務所及び宮崎県延岡商工労働政務所

(2) 期間

平成19年9月20日から平成19年10月22日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年9月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグストアモリ西都店・(仮称) マックスバリュ

西都店

西都市大字右松字三反田2134番1 外

2 意見の概要

(1) 都市計画法に基づく開発行為であり、協議内容（出入口の数及び位置、交通整理、緑地の確保等）について遵守すること。

(2) 市道赤野栗野線を隔てて水稲が栽培されており、夜間照明による生育への影響が考えられるため、圃場近くの街路灯の配置、方向、光源の種類に配慮すること。

また、周辺住民から苦情等があった場合、誠意を持って対処すること。

(3) 市道赤野栗野線は通学路となっており、児童生徒の通学安全のため、通学路に交通整理員を配置して、児童生徒の安全確保に配慮すること。（時間帯7:00～8:30）

(4) 西都市が推進する、廃棄物の減量、分別リサイクルの趣旨に沿って、事業者が責任をもって廃棄物の保管、処理を行うこと。

(5) 夜間営業における青少年のたむろの場とならないように防犯対策を行うこと。

また、深夜、駐車場に青少年が蟄集することで暴走族等との関係が出てくる可能性があることから、駐車場にも死角を排した監視カメラを設置し、警備員等が状況を常に把握でき、記録を残せるように配慮すること。

(6) 駐車場利用によるエンジン音の隣接地住居等への騒音対策を行うこと。

また、周辺住民から苦情等があった場合、誠意を持って対処すること。

(7) 工事中、営業中における騒音及び振動の隣接地住居への騒音対策を行うこと。

また、周辺住民から苦情等があった場合、誠意を持って対処すること。

(8) 災害時における避難所として敷地の使用あるいは物資の緊急時の提供等を行うための協定締結を行う場合には、協力をお願いしたい。

(9) 鳥子川流域では、台風や大雨等による増水で田畑やハウス施設に多大な被害が出ていることから、雨水排水対策については関係機関と十分協議すること。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働政務所、宮崎県都城商工労働政務所及び宮崎県延岡商工労働政務所

(2) 期間

平成19年9月20日から平成19年10月22日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、一里山土地改良区（宮崎市）の役員の住所変更について次のとおり届出があった。

平成19年9月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 変更前

役名	氏 名	住 所
理 事	市 瀬 憲 一	宮崎市高岡町浦之名4903番地 100

## 2 変更後

役名	氏 名	住 所
理 事	市 瀬 憲 一	宮崎市高岡町浦之名4903番地 132

## 選挙管理委員会告示

## 宮崎県選挙管理委員会告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成19年9月2日現在次のとおりである。

平成19年9月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,808人  
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 223,400人

## 宮崎県選挙管理委員会告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成19年9月2日現在次のとおりである。

平成19年9月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

宮崎市選挙区 98,866人  
 都城市選挙区 46,370人  
 延岡市選挙区 36,694人  
 日南市（南那珂郡南郷町及び北郷町の区域を含む。）選挙区 16,846人  
 小林市選挙区 11,327人  
 日向市選挙区 17,248人  
 串間市選挙区 6,237人  
 西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区 9,773人  
 えびの市選挙区 6,530人  
 宮崎郡選挙区 7,360人  
 北諸県郡選挙区 6,461人  
 西諸県郡選挙区 5,465人  
 東諸県郡選挙区 8,156人  
 児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区 20,483人  
 東臼杵郡選挙区 8,820人  
 西臼杵郡選挙区 6,834人

## 宮崎県選挙管理委員会告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第

76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成19年9月3日現在次のとおりである。

平成19年9月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,808人  
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 223,400人

## 宮崎県選挙管理委員会告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成19年9月3日現在次のとおりである。

平成19年9月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区 20,482人